明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○元売業者を指定した件の一部を変更した件（**総務**一三八）　一
○地すべり等防止法施行規則の規定に基づき地すべり防止工事を完了した件（**農林水産**六一七）　二
○輸出貿易管理令別表第二の二一の項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める廃棄物の一部を改正する件（**経済産業**七七）　二
○水先人に免許を与えた件（**国土交通**三二七～三二九）　二
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件（**同**三三〇～三三五）　三
○自動車の共通構造部の型式を指定した件（**同**三三六、三三七）　三
○自動車の特定共通構造部の型式についての指定を取り消した件（**同**三三八）　三
○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（**同**三三九～三四四）　三
○道路に関する件（**東北地方整備局**二四、二五）　四

〔国会事項〕　四
〔人事異動〕
内閣　内閣府　公正取引委員会　消費者庁　最高裁判所　四
〔皇室事項〕　六
〔公告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　六
特殊法人等
平成三十年度共済組合の決算（法務省・刑務）関係　二九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇
会社その他　三一